建　築　設　計　意　図　伝　達　業　務　委　託　契　約　書

１　委託業務の名称

２　履行期間　　令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日まで

３　業務委託料

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）

４　契約保証金

５　建築士法第２２条の３の３に定める記載事項　　　別紙のとおり

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受託者が設計共同体を結成している場合には、受託者は、別紙の共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。

　　令和　　　年　　　月　　　日

委託者　　　　　住所　　佐賀県多久市北多久町大字小侍７番地１

氏名　　多久市長　　横　尾　俊　彦　　　印

　　　　　　　受託者　　　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　**（総則）**

第１条　委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、建築設

　計意図伝達業務委託仕様書（別冊の仕様書、建築設計及び工事監理業務委託処理要領、

　現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書を

　いう。以下「設計意図伝達仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約

　（この契約書及び設計意図伝達仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）

　を履行しなければならない。

２　受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下

　「履行期間」という。）内に完了し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

３　委託者は、その意図する業務を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は第９

　条に定める受託者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受託者

　又は受託者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受託者は、この契約書若しくは設計意図伝達仕様書に特別の定めがある場合又は前項

　の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要

　な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

６　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計意図伝達仕

　様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものと

　する。

８　この契約書及び設計意図伝達仕様書における期間の定めについては、民法（明治２９

　年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとす

　る。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

１０　この契約に係る訴訟の提起または調停（第４４条の規定に基づき、委託者と受託者

　との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判

　所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

１１　受託者が設計共同体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく

　すべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対し

　て行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行っ

　たものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為

　について当該代表者を通じて行わなければならない。

　**（指示等及び協議の書面主義）**

第２条　この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及

　び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者

　は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び

　受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するもの

　とする。

３　委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該

　協議の内容を書面に記録するものとする。

**（業務計画書の提出）**

第３条　受託者は、この契約締結後１４日以内に設計意図伝達仕様書に基づいて業務計画

　書を作成し、委託者に提出しなければならない。

２　委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から７日以内

　に、受託者に対してその修正を請求することができる。

３　この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計意図伝達仕様書が変更された

　場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務計画書の再

　提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約締結後」とある

　のは「当該請求があった日から」と読み替えて、前２項の規定を準用する。

４　業務計画書は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

　**（契約の保証）**

第４条　受託者はこの契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなけ

　ればならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちに

　その保険証券を委託者に寄託しなければならない。

　（１）　契約保証金の納付

　（２）　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

　（３）　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

　（４）　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

　（５）　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約

　　　の締結

２　受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、業務委託料の１０分の１以上としなければならない。

４　受託者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第４０条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、受託者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

６　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の１０分の１に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

　**（権利義務の譲渡等）**

第５条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ

　てはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受託者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その

　他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、

　この限りでない。

３　受託者が部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎

　明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の業務委託料債権の譲

　渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受託者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は業務委託料債権

　の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明

　する書類を委託者に提出しなければならない。

　**（秘密の保持）**

第６条　受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

２　受託者は、委託者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた設計図書等（業務

　を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはなら

　ない。

　**（一括再委託等の禁止）**

第７条　受託者は、業務の全部を一括して、又は設計意図伝達仕様書において指定した部

　分を第三者に委任してはならない。

２　受託者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、委託者の承

　諾を得なければならない。ただし、委託者が設計意図伝達仕様書において指定した軽微

　な部分を委任しようとするときは、この限りでない。

３　委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事

　項の通知を請求することができる。

　**（監督員）**

第８条　委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。

　監督員を変更したときも、同様とする。

２　監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限

　とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計意図伝達

　仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

　（１）　委託者の意図する業務を完了させるための受託者又は受託者の管理技術者に対

　　　する業務に関する指示

　（２）　この契約書及び設計意図伝達仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又

　　　は質問に対する承諾又は回答

　（３）　この契約の履行に関する受託者又は受託者の管理技術者との協議

　（４）　業務の進捗の確認、設計意図伝達仕様書の記載内容と履行内容との照合その他

　　　この契約の履行状況の調査

３　委託者は、２名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞ

　れの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を

　委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなけれ

　ばならない。

５　この契約書に定める書面の提出は、設計意図伝達仕様書に定めるものを除き、監督員

　を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者

　に到達したものとみなす。

　**（管理技術者）**

第９条　受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な

　事項を委託者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

２　管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料

　の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第１項の請求の受理、同条

　第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の

　解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

３　受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委

　任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者

　に通知しなければならない。

　**（管理技術者等に対する措置請求）**

第１０条　委託者は、管理技術者又は受託者の使用人若しくは第７条第２項の規定により

　受託者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められると

　きは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを

　請求することができる。

２　受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定

　し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に委託者に通知しなければならない。

３　受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、委託者

　に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求すること

　ができる。

４　委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定

　し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受託者に通知しなければならない。

　**（履行報告）**

第１１条　受託者は、設計意図伝達仕様書に定めるところにより、この契約の履行につい

　て委託者に報告しなければならない。

　**（貸与品等）**

第１２条　委託者が受託者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下

　「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計意図伝達仕様書

　に定めるところによる。

２　受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、委託者に

　受領書又は借用書を提出しなければならない。

３　受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

４　受託者は、設計意図伝達仕様書に定めるところにより、業務の完了、設計意図伝達仕

　様書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。

５　受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可

　能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還

　し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

　**（設計意図伝達仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任）**

第１３条　受託者は、業務の内容が設計意図伝達仕様書又は委託者の指示若しくは委託者

　と受託者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその履行を請求したとき

　は、当該請求に従わなければならない。

　　この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰す

　べき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは

　業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければ

　ならない。

　**（条件変更等）**

第１４条　受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見し

　たときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

　（１）　仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対す

　　　る質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

　（２）　設計意図伝達仕様書に誤謬又は脱漏があること

　（３）　設計意図伝達仕様書の表示が明確でないこと

　（４）　履行上の制約等設計意図伝達仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件と

　　　実際の履行条件が相違すること

　（５）　設計意図伝達仕様書に明示されていない履行条件について予期することのでき

　　　ない特別な状態が生じたこと

２　委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を

　発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、

　受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

３　委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示す

　る必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後１４日以内に、そ

　の結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを

　得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長する

　ことができる。

４　前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要が

　あると認められるときは、委託者は、設計意図伝達仕様書の訂正又は変更を行わなけれ

　ばならない。

５　前項の規定により設計意図伝達仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、委託

　者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受

　託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

　**（設計意図伝達仕様書等の変更）**

第１５条　委託者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計意

　図伝達仕様書又は業務に関する指示（以下この条及び第１７条において「設計意図伝達

　仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計意図伝達仕様書等を変更する

　ことができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期

　間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担

　しなければならない。

　**（業務の中止）**

第１６条　委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、

　業務を一時中止させることができる。

２　委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認めら

　れるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務

　の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは

　必要な費用を負担しなければならない。

　**（業務に係る受託者の提案）**

第１７条　受託者は、設計意図伝達仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方

　法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案

　に基づき設計意図伝達仕様書等の変更を提案することができる。

２　委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認める

　ときは、設計意図伝達仕様書等の変更を受託者に通知するものとする。

３　委託者は、前項の規定により設計意図伝達仕様書等が変更された場合において、必要

　があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

　**（適正な履行期間の設定）**

第１８条　委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労

　働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

　**（受託者の請求による履行期間の延長等）**

第１９条　受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了

　することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変

　更を請求することができる。

２　委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められると

　きは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の

　責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更

　を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

　**（委託者の請求による履行期間の短縮等）**

第２０条　委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間

　の短縮変更を受託者に請求することができる。

２　委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更

　し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

　**（履行期間の変更方法）**

第２１条　履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協

　議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知す

　る。

２　前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知

　するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日（第１９条の場合に

　あっては、委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受託者

　が履行期間の変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合に

　は、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

　**（業務委託料の変更方法等）**

第２２条　業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、

　協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知

　する。

２　前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知

　するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から７日以内に協

　議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知する

　ことができる。

３　この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合

　に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

　**（一般的損害）**

第２３条　業務の完了の前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第１項又は第２項に規

　定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（設

　計意図伝達仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）

　のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

　**（第三者に及ぼした損害）**

第２４条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の

　賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計意図伝達仕様書に定めるとこ

　ろにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品

　等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がそ

　の賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であるこ

　と等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったとき

　は、この限りでない。

３　前２項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、

　委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

　**（業務委託料の変更に代える設計意図伝達仕様書の変更）**

第２５条　委託者は、第１３条から第１７条まで、第１９条、第２０条、第２３条又は第２９条の２の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額に代えて設計意図伝達仕様書を変更することができる。この場合において、設計意図伝達仕様書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知

　しなければならない。ただし、委託者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を

　負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者

　は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

　**（検査及び引渡し）**

第２６条　受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

２　委託者又は委託者が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査員」という。）は、

　前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に受託者の立会

　いの上、設計意図伝達仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査

　を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

３　委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が業務報告書の引渡

　しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。

４　委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委

　託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受

　託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

５　受託者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに履行して委託者の検査を

　受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前各

　項の規定を準用する。

　**（業務委託料の支払）**

第２７条　受託者は、前条第２項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求する

　ことができる。

２　委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に

　業務委託料を支払わなければならない。

３　委託者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査を完了しないと

　きは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以

　下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合にお

　いて、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期

　間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

**（部分払）**

第２７条の２　受託者は、業務の完了前に、出来高部分に相応する業務委託料相当額の10分

の９以内の額について、次項から第７項までに定めるところにより部分払を請求すること

ができる。ただし、この請求は、履行期間中（　　）回を超えることができない。

２　受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分

の確認を委託者に請求しなければならない。

３　委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受託者の立会い

の上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の

結果を受託者に通知しなければならない。

４　前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

５　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第１項の業務委託料相当

額は、委託者と受託者が協議して定める。ただし、委託者が第３項の通知にあわせて第１

項の業務委託料相当額の協議を申し出た日から10日以内に協議が整わない場合には、委託

者が定め、受託者に通知する。

部分払金の額≦第１項の業務委託料相当額　×　（９／１０－前払金額／業務委託料）

６　受託者は、第３項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の

部分払を請求することができる。この場合においては、委託者は、当該請求を受けた日か

ら14日以内に部分払金を支払わなければならない。

７　前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合において

は、第１項及び第５項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部

分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

　**（債務負担行為に係る契約の特則）**

第２８条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限

　度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

　　　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円

２　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

　　　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　年　度　　　　　　　　　　　　　　円

３　委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の

　出来高予定額を変更することができる。

**（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）**

第２８条の２　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計

年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受託者は、当該会計年度の当初に当該超

過額について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度におい

ては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することができない。

２　各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

 年度 回

 年度 回

 年度 回

　**（第三者による代理受領）**

第２９条　受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の受領につき、第三者を代理人とす

　ることができる。

２　委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第２７条の規定に基づく支払をしなければならない。

**（部分払金等の不払に対する受託者の業務中止）**

第２９条の２　受託者は、委託者が第２７条の２の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期

間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一

部を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、その理由を明示した書

面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

２　委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認

められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、

若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

　**（債務不履行に対する受託者の責任）**

第３０条　受託者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもの

　のほか、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求

　とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、当該債務

　の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することがで

　きない事由によるものであるときは、この限りではない。

２　前項において受託者が負うべき責任は、第２６条第２項又は第２７条の２の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

３　第１項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第２６条第３項又は第４項の規定に

　より設計意図伝達業務が完了した日から本件建築物の工事完成後２年以内に行わなけ

　ればならない。ただし、その違反が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合は、

　当該請求をできる期間は、設計意図伝達業務完了の日から１０年とする。

４　委託者は、設計意図伝達業務の完了の際に受託者のこの契約に関して違反があること

　を知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、

　当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受託者がその違反

　があることを知っていたときは、この限りでない。

５　第１項の規定は、委託者の契約違反が設計意図伝達仕様書の記載内容、委託者の指示

　又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受託者がそ

　の記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかった

　ときは、この限りでない。

　**（委託者の任意解除権）**

第３１条　委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第３３条の規定によるほか、

　必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼ

　したときは、その損害を賠償しなければならない。

　**（委託者の催告による解除権）**

第３２条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定め

　てその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することがで

　きる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社

　会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

　（１）　第５条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出し

　　　たとき。

　（２）　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

　（３）　履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了す

　　　る見込みがないと認められるとき。

　（４）　管理技術者を配置しなかったとき。

　（５）　正当な理由なく、第３０条第１項の履行の追完がなされないとき。

　（６）　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

　**（委託者の催告によらない解除権）**

第３３条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を

　解除することができる。

　（１）　第５条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

　（２）　第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使

　　　用したとき。

　（３）　この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

　（４）　受託者がこの契約の業務を完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した

　　　とき。

　（５）　受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履

　　　行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をし

　　　た目的を達することができないとき。

　（６）　契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行し

　　　なければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をし

　　　ないでその時期を経過したとき。

　（７）　前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の

　　　催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないこと

　　　が明らかであるとき。

　（８）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７

　　　７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力

　　　団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が

　　　経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

　（９）　第３５条又は第３６条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（１０）　受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当する者であるとき。

ア　役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建築設計業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

　**（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

第３４条　第３２条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によ

　るものであるときは、委託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

　**（受託者の催告による解除権）**

第３５条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行

　の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただ

　し、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照

　らして軽微であるときは、この限りでない。

　**（受託者の催告によらない解除権）**

第３６条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する

　ことができる。

　（１）　第１５条の規定により設計意図伝達仕様書を変更したため業務委託料が３分の

　　　２以上減少したとき。

　（２）　第１６条の規定による業務の中止期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１

　　　０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部

　　　のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、

　　　なおその中止が解除されないとき。

　**（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

第３７条　第３５条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるも

　のであるときは、受託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

　**（解除の効果）**

第３８条　この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する委託者及び受託者の

　義務は消滅する。

２　前項の規定にかかわらず、出来高部分がある場合において、委託者は、出来高部分に

　係る確認後、出来高部分に相応する業務委託料相当額に対して支払った額を控除した額

　を受託者に支払わなければならない。なお、出来高部分に相応する業務委託料相当額は、

　委託者と受託者とが協議して定めるものとし、協議開始日から１４日以内に協議が整わ

　ない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

　**（解除に伴う措置）**

第３９条　受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があ

　るときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該

　貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しく

　は原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

２　前項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解

　除が第３２条、第３３条又は次条第３項によるときは委託者が定め、第３１条、第３５

　条又は第３６条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、前

　項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の

　意見を聴いて定めるものとする。

３　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理について

　は委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

　**（委託者の損害賠償請求等）**

第４０条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じ

　た損害の賠償を請求することができる。

　（１）　履行期間内に業務を完了することができないとき。

　（２）　債務不履行があるとき。

　（３）　第３２条又は第３３条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたと

　　　き。

　（４）　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務

　　　の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委

　託料の１０分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなけ

　ればならない。

　（１）　第３２条又は第３３条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたと

　　　き。

　（２）　業務の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰

　　　すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみな

　す。

　（１）　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６

　　　年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

　（２）　受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成

　　　１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

　（３）　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成

　　　１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する

　場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の

　責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は

　適用しない。

５　第１項第１号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料

　から既に部分払の対象となった業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年２.

　５パーセントの割合で計算した額とする。

６　第２項の場合（第３３条第８号、第１０号及び第１１条の規定により、この契約が解

　除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わ

　る担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項

　の違約金に充当することができる。

**（談合等不正行為があった場合の違約金等）**

第４０条の２　受託者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の１０分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）　この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

（２）　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）　納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）　この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第　９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

　**（受託者の損害賠償請求等）**

第４１条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じ

　た損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び

　取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるもので

　あるときは、この限りでない。

　（１）　第３５条又は第３６条の規定によりこの契約が解除されたとき。

　（２）　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履

　　　行が不能であるとき。

２　第２７条第２項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、

　未受領金額につき、遅延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利

　息の支払を委託者に請求することができる。

　**（保険）**

第４２条　受託者は、設計意図伝達仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付

　しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しな

　ければならない。

　**（賠償金等の徴収）**

第４３条　受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間

　内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過し

　た日から業務委託料支払の日までの日数に応じ年２．５パーセントの割合で計算した利

　息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追

　徴する。

２　前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年２．５パーセン

　トの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

　**（紛争の解決）**

第４４条　この契約書の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき

　協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約

　に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、協議の

　上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合に

　おいて、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者とが協議して特別の定め

　をしたものを除き、委託者と受託者とがそれぞれが負担する。

２　前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又

　は受託者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員

　の職務の執行に関する紛争については、第１０条第２項の規定により受託者が決定を行

　った後若しくは同条第４項の規定により委託者が決定を行った後又は委託者若しくは

　受託者が決定を行わずに同条第２項若しくは第４項の期間が経過した後でなければ、委

　託者及び受託者は、第１項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

３　第１項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項

　に規定する手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者との間の紛争について

　民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和２６

　年法律第２２２号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

**（情報通信の技術を利用する方法）**

第４５条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

　**（契約保証金等の還付）**

第４６条　委託者は、第２６条第２項の検査に合格した場合又は第３５条及び第３６条の

　規定により契約を解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の

　提供が行われているときは、遅滞なく返還しなければならない。この場合において、利

　息は付さないものとする。

　**（契約外の事項）**

第４７条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協

　議して定める。

（別紙）

建築士法第２２条の３の３に定める記載事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる建築物の概要 |  |
| 業務の種類、内容及び方法 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| （設計業務の場合）作成する設計図書の種類 |  |
| （工事監理業務の場合）工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法 |  |

|  |
| --- |
| 設計（意図伝達）に従事することとなる建築士・建築設備士 |
| 【氏名】：【資格】：（　　　　）建築士　　【登録番号】： |
| 【氏名】：【資格】：（　　　　）建築士　　【登録番号】： |
| （建築設備の設計（意図伝達）に関し意見を聴く者）【氏名】：【資格】：（　　　　）設備士　　【登録番号】：（　　　　）建築士　　 |
| 工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士 |
| 【氏名】：【資格】：（　　　　）建築士　　【登録番号】： |
| 【氏名】：【資格】：（　　　　）建築士　　【登録番号】： |
| （建築設備の工事監理に関し意見を聴く者）【氏名】：【資格】：（　　　　）設備士　　【登録番号】：（　　　　）建築士　 |

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

|  |  |
| --- | --- |
| 建築士事務所の名称 |  |
| 建築士事務所の所在地 |  |
| 区分（一級、二級、木造） | （　　　　）建築士事務所 |
| 開設者氏名 | （法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名） |